

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成29年3月2日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 3件 |
| 厚生年金保険関係               | 3件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600267号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600082号

## 第1 結論

請求期間①について、当該期間のうち請求者のA社における平成21年9月1日から平成22年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額は〈別表〉のとおりとする。

平成21年9月から平成22年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年9月から平成22年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年8月18日から平成22年12月1日まで  
② 平成27年12月1日から平成28年5月13日まで

請求期間①及び②について、私は、A社から毎月給与支給日に給与とは別に「賞与仮払」を支給されていた。その「賞与仮払」から厚生年金保険料が差し引かれていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準報酬月額に「賞与仮払」の金額が反映されていないので、各請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の各月に営業収入に応じて支給されていた「賞与仮払」が標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額

に係る記録訂正を求めているところ、訂正の根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえて、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、保険料徴収権が時効により消滅した期間であることから、厚生年金特例法を、請求期間②については、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求者から提出された給与支給明細書及び仮払金明細書（以下「給与支給明細書等」という。）により、請求期間①及び②において、請求者に対して給与とともに「賞与仮払」が支給されていることが認められる上、日本年金機構B事務センターは、当該「賞与仮払」については、毎月被保険者に対して支払があるため、当然報酬月額に含めるものと思料する旨回答している。

請求期間①のうち、平成21年9月1日から平成22年12月1日までの期間について、前述の給与支給明細書等により、請求者は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けており、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、〈別表〉のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①のうち、平成21年9月1日から平成22年12月1日までの期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成21年8月18日から同年9月1日までの期間については、前述の給与支給明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②について、前述の給与支給明細書等により、標準報酬月額の決定の基礎となる各月において、事業主から請求者に支払われた報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、訂正は認められない。

〈別表〉

記録訂正が必要な期間	訂正前の標準報酬月額	訂正後の標準報酬月額
平成21年9月から同年11月まで	24万円	30万円
平成21年12月	24万円	32万円
平成22年1月	24万円	30万円
平成22年2月	24万円	28万円
平成22年3月	24万円	32万円
平成22年4月から同年6月まで	24万円	28万円
平成22年7月	24万円	30万円
平成22年8月	24万円	28万円
平成22年9月から同年11月まで	22万円	26万円

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600272号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600083号

## 第1 結論

請求者のA社B支社における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年6月から平成25年3月までの標準報酬月額については、28万円を38万円とする。

平成24年6月から平成25年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年6月から平成25年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月1日から平成25年4月1日まで

私のA社B支社における請求期間の標準報酬月額について、請求期間当時同社が加入していたC厚生年金基金から、同社の顧問であった社会保険労務士に対して、国の記録と基金の記録に違いがあるとの連絡があり、当該社会保険労務士が確認したところ、国の記録では当該期間の標準報酬月額は28万円とされており、同基金の記録である38万円と相違していた。

私のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額を訂正する旨の届出は、平成28年2月24日にD年金事務所で受理され、請求期間の標準報酬月額は38万円に訂正されたが、当該訂正後の標準報酬月額は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は当初 28 万円と記録されていたところ、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 28 年 2 月 24 日に、請求者に係る A 社 B 支社における厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額を訂正する旨の届出（以下「報酬月額訂正届」という。）が年金事務所で受理され、これに基づき、当該期間に係る標準報酬月額は 38 万円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（38 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（28 万円）となっている。

また、A 社 B 支社の社会保険業務を受託していた社会保険労務士から提出された請求者に係る同社の平成 24 年及び平成 25 年の賃金台帳により確認又は推認できる請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録で確認できる当初記録されていた標準報酬月額より高額であることが確認できる。

さらに、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額から 38 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の報酬月額訂正届を請求期間当時 D 年金事務所に提出したものの、日本年金機構の受付進捗管理システムによれば、当該訂正届は平成 24 年 11 月 13 日に日本年金機構 E 事務センターから A 社 B 支社に返戻されたことが確認でき、その後、当該返戻された訂正届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅する前に年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している。

しかしながら、D 年金事務所は請求者の請求期間に係る報酬月額訂正届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 28 年 2 月 24 日に受理しており、これに基づき、請求期間に係る標準報酬月額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっていることから、事業主は、上記返戻後の報酬月額訂正届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅する前に提出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険

料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



厚生局受付番号 : 東北(受)第1600274号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600084号

## 第1 結論

請求期間③について、請求者のA社(現在は、B社)における賞与支払年月日を平成16年8月10日、標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成16年12月15日、標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成17年8月10日、標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

請求期間③、④及び⑤の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間③、④及び⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和58年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年8月  
④ 平成16年12月  
⑤ 平成17年8月  
⑥ 平成17年12月  
⑦ 平成18年8月

A社から各請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間③、④及び⑤について、B社から提出された請求者に係るA社における当該期間の賞与支払明細書により、請求者は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③、④及び⑤に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、B社の回答から、請求期間③は平成16年8月10日、請求期間④は同年12月15日、請求期間⑤は平成17年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③、④及び⑤について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①、②、⑥及び⑦について、B社は、請求者の当該期間に係る賞与に関する資料は残っていないとしている上、請求者は当該期間に係る賞与支払明細書等の資料を所持していないことから、請求者が当該期間においてA社より賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

このほか、請求者の請求期間①、②、⑥及び⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。